

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局消費者センター (06-6614-7523)
処分課（担当）名	市民局消費者センター
処分の名称	不適正表示の改善命令
概要	食品表示法では、法の目的に基づき、食品関連事業者に対して一定の事項の表示を義務付けることを基本としており、食品関連事業者の適正な表示を確保するためには、違反事案があった場合に、その原因を追究して、違反者に是正指示を行い、これに従わない食品関連事業者には命令をすることができる。
根拠法令等 及び条項	食品表示法第6条第1項、第3項、第5項、第19条、第20条、第22条 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第6条第1項第2号
処分基準	同法第6条第1項又は第3項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
ホームページ	ー
備考	